岩崎電気株式会社
証券コード　6924

# 第100回定時株主総会
# 招集ご通知

**日時**　平成27年6月26日（金曜日）午前10時

**場所**　東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル　3階コンベンションホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

IWASAKI

○目次


**第100回定時株主総会招集ご通知** …… 1

**（提供書面）**
**事業報告**
1．企業集団の現況 …… 3
2．会社の現況 …… 9

**連結計算書類**
連結貸借対照表 …… 20
連結損益計算書 …… 21
連結株主資本等変動計算書 …… 22

**計算書類**
貸借対照表 …… 23
損益計算書 …… 24
株主資本等変動計算書 …… 25

**監査報告書**
連結計算書類に係る会計監査報告 …… 26
計算書類に係る会計監査報告 …… 27
監査役会の監査報告 …… 28

**（株主総会参考書類）**
第１号議案　剰余金処分の件 …… 30
第２号議案　定款一部変更の件 …… 31
第３号議案　取締役８名選任の件 …… 32
第４号議案　監査役２名選任の件 …… 36
第５号議案　補欠監査役１名選任の件 …… 38

**株主総会会場ご案内図**

証券コード　6924
平成27年６月４日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目４番16号
**岩崎電気株式会社**
代表取締役社長　　渡邊文矢

# 第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第100回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　**なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬具

記

**１．日　　時**　平成27年６月26日（金曜日）午前10時

**２．場　　所**　東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル　３階コンベンションホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

**３．目的事項**

**報告事項**　１．第100期(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第100期(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)計算書類報告の件

**決議事項**
**第１号議案**　剰余金処分の件
**第２号議案**　定款一部変更の件
**第３号議案**　取締役８名選任の件
**第４号議案**　監査役２名選任の件
**第５号議案**　補欠監査役１名選任の件

## 4．インターネットによる開示

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.iwasaki.co.jp／）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には掲載しておりません。

なお、連結注記表および個別注記表は、会計監査人および監査役が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として、あわせて監査を受けております。

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.iwasaki.co.jp/）に掲載させていただきます。

◎ 当日会場では空調や照明などの節電を実施させていただく予定であるとともに、軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申しあげます。

（提供書面）

# 事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

## １．企業集団の現況

### ⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では労働環境の改善による安定的な雇用増や個人消費の拡大、好調な住宅投資や設備投資により拡大基調を維持しました。ユーロ圏では失業率が高水準ではありながら、ドイツや英国を中心に景気は持ち直しの動きが見られ、また、アジア地域では、中国において2015年１-３月期のGDP成長率が前年同期比7.0%となり、テンポが一段と緩やかになりつつも拡大傾向が維持されました。

国内では、第１四半期における消費増税後の落ち込みから徐々に持ち直し、政府の積極的な経済政策による株価の上昇や円安による輸出環境の改善を受け、大企業を中心とした企業業績の回復が見られました。

このような状況の下、当社グループは、全社重点事業戦略として、「固体照明（SSL）事業の強化拡大」「光応用技術の深掘りによる事業の創造」「海外事業の拡大」の３項目を掲げて事業展開を推進してまいりました。

固体照明事業では、LED照明事業に経営資源を投入し、省エネ、省電力型商品及び高出力型LED照明器具の開発を重点的に行い、光応用事業では、殺菌・滅菌事業、環境改善分野、FPD（液晶ディスプレイ）関連事業の展開に注力いたしました。

また、海外事業については、従来型照明事業が主力であった海外生産拠点においてもLED商品の生産を行い、グローバル展開を図ることで事業全体の効率化を推進いたしました。

当社は、当期に創立70周年を迎えましたが、「感謝を光にのせて」をテーマに、各地で新商品の内覧会や技術セミナーを行い、拡販推進策を積極的に実施してまいりました。

これらの結果、売上高は59,476百万円（前年度は57,030百万円で4.3%の増加）、営業利益は3,051百万円（前年度は2,437百万円で25.2%の増加）、経常利益は2,756百万円（前年度は2,109百万円で30.7%の増加）、当期純利益は2,371百万円（前年度は1,439百万円で64.8%の増加）となり２期連続の増収増益となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

＜照明＞

照明事業では、省エネ性能が高い機器の需要拡大を背景に、LED照明事業は売上高、営業利益とも堅調に推移しました。当社グループでは、道路・トンネル照明、街路照明、防犯灯、投光器などのLED照明器具のラインナップ増強を図り、当期においては屋外用LED照明器具を中心に約1,000点の新商品のリリースを行いました。特に投光器は、屋外競技場、大型スポーツ施設でも使用できる高出力形のLED投光器の開発、商品化を行い、ナイター設備の省エネ化推進の提案を積極的に展開いたしました。一方で、従来型照明事業は、LED化の動きを受けて需要の落ち込みが継続しておりますが、メンテナンス需要に対応したことにより売上を維持し、業績の下支えとなりました。

これらの結果、売上高は42,318百万円（前年度は40,123百万円で5.5%の増加）、営業利益は4,320百万円（前年度は4,005百万円で7.9%の増加）となりました。

＜光応用＞

光応用事業は、FPD関連事業において、アジア地域の半導体及びFPD関連メーカーを中心とした設備投資の回復を背景に、UV照射装置、滴下装置が好調に推移しました。また、国内では環境改善分野の事業及び殺菌・滅菌事業での装置関連の受注が増加し、売上高、営業利益とも堅調に推移しました。一方、情報機器事業については、情報表示板の受注が伸び悩んだことで商品の出荷が大幅に減少し、売上高は前年を下回りました。

これらの結果、売上高は17,285百万円（前年度は16,967百万円で1.9%の増加）、営業利益は619百万円（前年度は150百万円で310.7%の増加）となりました。

② 設備投資の状況

当期中に行いました設備投資は1,693百万円であり、その主なものは照明事業1,265百万円、光応用事業428百万円であります。

③ 資金調達の状況

当期中に行いました資金調達は、一部長期借入金の借り換えであり、全体の長期借入金を1,225百万円圧縮いたしました。なお、借り換え額のうち1,000百万円は無担保私募債の起債で行いました。

### (2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

| 区分 | 第97期<br>(平成23.4. 1 から<br>平成24.3.31まで) | 第98期<br>(平成24.4. 1 から<br>平成25.3.31まで) | 第99期<br>(平成25.4. 1 から<br>平成26.3.31まで) | 第100期(当連結会計年度)<br>(平成26.4. 1 から<br>平成27.3.31まで) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高　(百万円) | 53,269 | 52,062 | 57,030 | 59,476 |
| 経常利益　(百万円) | 1,197 | 548 | 2,109 | 2,756 |
| 当期純利益　(百万円) | 414 | 471 | 1,439 | 2,371 |
| １株当たり当期純利益 | ５円58銭 | ６円34銭 | 19円35銭 | 31円88銭 |
| 総資産　(百万円) | 61,486 | 60,959 | 67,473 | 70,573 |
| 純資産　(百万円) | 20,788 | 22,081 | 23,110 | 27,221 |

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

重要な子会社の状況

| 名称 | 所在地 | 資本金 | 議決権比率<br>(%) | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|---|
| 株式会社アイ・ライティング・システム | 埼玉県鴻巣市 | 300<br>百万円 | 60.0 | 照明機器の製造販売 |
| アイグラフィックス株式会社 | 東京都墨田区 | 180<br>百万円 | 97.6<br>(12.2) | 光応用機器の販売 |
| 株式会社つくばイワサキ | 茨城県桜川市 | 100<br>百万円 | 100.0<br>(34.4) | 照明機器の製造 |
| エナジー・サイエンス・インク | 米国マサチューセッツ州 | 18,400<br>千米ドル | 100.0 | 電子線照射装置の製造販売 |
| アイ・ライティング・インターナショナル・オブ・ノースアメリカ・インク | 米国オハイオ州 | 18,786<br>千米ドル | 100.0 | 照明機器の製造販売 |

(注)　議決権比率欄の（　）は、間接所有による内数であります。

### ⑷ 対処すべき課題

当社グループは、引き続き全社重点事業戦略として「固体照明（SSL）事業の強化拡大」「光応用技術の深掘りによる事業の創造」「海外事業の拡大」の3項目を掲げて、次のとおり事業展開を推進してまいります。

まず、固体照明事業においては、LED照明事業を主軸とし、省エネ、省電力型商品はもとより、様々な屋外施設において快適で最適な照明環境を提供できる商品の開発企画を進めてまいります。特に商品開発においては、源流主義に立ったものづくり改革を推進し、LEDの特性向上に連動したスピーディな開発、タイムリーな新商品の市場投入を行うことで競争力の強化を図り、事業全体の拡大に注力してまいります。

光応用事業においては、中長期的な拡大を図っていくために、「殺菌・滅菌事業の拡大」「環境改善分野の事業展開の推進」「FPD関連（光配向・有機EL）事業の拡大」「商品・市場の絞込み、新規市場開拓」の４項目を重点戦略として進めてまいります。特に新規市場の開拓においては、当社グループが取り扱う電子線及び紫外線から赤外線までの様々な光の技術によって新たな事業フィールドの創造に取り組んでまいります。

海外事業については、世界の照明市場で主流になりつつあるLED照明に関し、引き続き各国の規格に適したLED商品の開発、生産、供給体制の構築に重点を置くとともに、販売面においては、特に東南アジア地域を中心とした新興国における需要に対応すべく、地域販売拠点の整備に注力し、売上拡大を図ってまいります。

当社グループは、これらの課題に対応するため、市場の変化に即応した人材最適化およびグローバル展開のための人材育成、プロジェクトチームの積極的な活用によるテーマ推進を行い、グローバル視点での知財戦略、調達戦略を強化してまいります。さらに、将来の事業の柱を積極的に探究するため、研究開発およびマーケティング分野への経営資源の配分を重視してまいります。これら経営施策を着実に展開し、「あかり」と「ひかり」の技術を通して企業価値の向上を図り、持続的に成長できる企業体質の構築を目指してまいります。

⑸ **主要な事業内容**（平成27年３月31日現在）

当社グループの事業および主要製品は下記のとおりであります。

| 事業区分 | 主要製品等 | 販売実績による構成比 |
|---|---|---|
| 照明事業 | ＬＥＤ、照明用高輝度放電灯、安定器、施設用照明器具・装置、白熱灯、その他一般照明 | 71.0% |
| 光応用事業 | 特殊用途用光源・器具（水質浄化、殺菌、改質硬化、医療等）<br>電子線照射装置（改質、滅菌等）<br>情報機器（道路情報装置、ＩＴ、電子部品等） | 29.0% |

⑹ **企業集団の主要拠点等**（平成27年３月31日現在）

| | | |
|---|---|---|
| 当　　社 | 本社 | 東京都中央区 |
| | 生産事業所 | 埼玉製作所（埼玉県行田市）<br>川里工場（埼玉県鴻巣市）<br>本庄工場（埼玉県児玉郡上里町） |
| | 販売事業所 | 東京営業所（東京都中央区）<br>大阪営業所（大阪府大阪市） |
| | その他 | ショールーム（東京都中央区） |
| 株式会社アイ・ライティング・システム | 本社 | 埼玉県鴻巣市 |
| アイグラフィックス株式会社 | 本社 | 東京都墨田区 |
| 株式会社つくばイワサキ | 本社 | 茨城県桜川市 |
| エナジー・サイエンス・インク | 本社 | 米国マサチューセッツ州 |
| アイ・ライティング・インターナショナル・オブ・ノースアメリカ・インク | 本社 | 米国オハイオ州 |

### (7) **使用人の状況**（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 区分 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|---|
| 照明 | 1,350（124）名 | 22　（2）名 |
| 光応用 | 648　（44）名 | △37　（△9）名 |
| 全社(共通) | 49　（2）名 | 1　（0）名 |
| 合計 | 2,047（170）名 | △14　（△7）名 |

（注）　使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 1,002（113）名 | △12（4）名 | 42.9歳 | 18.9年 |

（注）　使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### (8) **主要な借入先の状況**（平成27年３月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|---|---|
| 株式会社みずほ銀行 | 1,600百万円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 1,460百万円 |

（注）１．上記金額には、社債（私募債）の未償還額を含んでおります。

２．当連結会計年度末日において1,500百万円のコミットメントライン契約を締結しておりますが、借入実行残高はありません。なお、この協調融資団は、下記のとおりであります。

株式会社みずほ銀行（主幹事）
株式会社三井住友銀行
株式会社横浜銀行
株式会社りそな銀行
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行

## 2．会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　239,000,000株
② 発行済株式の総数　78,219,507株（自己株式3,847,406株を含む）
③ 株主数　8,331名
④ 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 株式会社みずほ銀行 | 2,838千株 | 3.82% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 2,807 | 3.77 |
| 株式会社三井住友銀行 | 2,686 | 3.61 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 2,387 | 3.20 |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | 1,984 | 2.67 |
| 日本土地建物株式会社 | 1,846 | 2.48 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 1,800 | 2.42 |
| 岩崎電気協力会持株会 | 1,560 | 2.09 |
| アイランプ社員持株会 | 1,382 | 1.85 |
| CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 1,293 | 1.73 |

（注）1．信託銀行各社の持株数は、信託業務に係る株式数であります。
2．当社は自己株式を3,847,406株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は、自己株式3,847,406株を控除して計算しております。

### (2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成27年３月31日現在）

| 会社における地位 | 氏　名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 取締役社長（代表取締役） | 渡　邊　文　矢 | |
| 取　締　役 | 藤　井　英　哉 | 総務部・内部統制担当<br>株式会社アイワン 代表取締役社長<br>MIK Smart Lighting Network株式会社 監査役（非常勤） |
| 取　締　役 | 木　田　喜　正 | 執行役員 兼 国内営業本部長 |
| 取　締　役 | 五月女　和　男 | 執行役員 兼 製造統括本部長 兼 埼玉製作所長 |
| 取　締　役 | 加　藤　昌　範 | 管理本部長 |
| 取　締　役 | 髙　須　利　治 | |
| 監　査　役（常勤） | 山　内　則　明 | |
| 監　査　役（常勤） | 合　間　一　衛 | |
| 監　査　役 | 山　城　興　英 | 株式会社丸仁ホールディングス 代表取締役社長 |
| 監　査　役 | 山　崎　正　之 | |

（注）１．取締役　髙須利治氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役　山城興英、山崎正之の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．当社は、取締役 髙須利治、監査役 山崎正之の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
・平成26年６月27日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって、井上雅伸氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
５．当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く平成27年３月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。
伊藤義剛氏、稲森真氏、有松正行氏、星野治彦氏、上原純夫氏

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

| 区分 | 支給人員 | 支給額 |
|---|---|---|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(1) | 135百万円<br>(8) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(2) | 42<br>(9) |
| 合計 | 11 | 177 |

(注) 使用人兼務取締役の使用人給与相当額は、支給していないため含まれておりません。

③ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外監査役 山城興英氏は株式会社丸仁ホールディングスの代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と株式会社丸仁ホールディングスとの間には特別な関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

| | | 取締役会 (9回開催) | | 監査役会 (9回開催) | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 出席回数 | 出席率 | 出席回数 | 出席率 |
| 社外取締役 | 髙須利治 | 9回 | 100.0 % | − | − |
| 社外監査役 | 山城興英 | 8回 | 88.9 % | 8回 | 88.9 % |
| 社外監査役 | 山崎正之 | 9回 | 100.0 % | 9回 | 100.0 % |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

・取締役会および監査役会における発言状況

社外取締役 髙須利治氏は当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、適宜議案審議および業務執行等に必要な発言と当社に経営上有益な意見を述べております。

社外監査役 山城興英氏においては、当事業年度に開催された取締役会9回のうち8回、監査役会9回のうち8回それぞれ出席し、適宜議案審議および監査等に必要な発言を行っております。

社外監査役 山崎正之氏につきましては、当事業年度に開催された取締役会および監査役会全てに出席しており、適宜議案審議および監査等に必要な意見を述べております。

3）責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

＜ご参考＞ 社外役員（取締役および監査役）の独立性に関する基準

当社は、社外役員の独立性を確保するため、以下の基準を定めています。

1．当社および当社グループ会社の業務執行者（取締役、監査役または執行役員その他の使用人）でなく、かつ、過去にもあったことがないこと。
2．当社の大株主（議決権所有割合10%以上の株主）の重要な業務執行者（取締役、監査役、または執行役員その他の重要な使用人）でないこと。
3．当社が大株主（議決権所有割合10%以上の株主）である会社の重要な業務執行者でないこと。
4．当社の主要な取引先（直近事業年度を含めた過去３事業年度のいずれかにおいて、当社との販売取引の対価の支払額または受取額が、連結総売上高の２%超）の重要な業務執行者でないこと。
5．直近事業年度を含めた過去３事業年度のいずれかにおいて、当社および当社グループ会社の主要な借入先である金融機関の取締役、監査役または執行役員その他の使用人でないこと。
6．当社から多額の報酬または寄付（直近事業年度を含めた過去３事業年度のいずれかにおいて、個人は１千万円以上、法人・団体は連結総売上高の２%超）を受領する法律専門家、会計・税務専門家、各種コンサルティング専門家または研究・教育専門家でないこと。
7．当社および当社グループ会社または当社の主要な取引先または当社から多額の寄付を受領する団体の業務執行者の親族関係（３親等以内または同居親族）でないこと。
8．上記の他、独立性に疑義があり、一般株主と利益相反のおそれがあると合理的に判断されないこと。

### (3) 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

| | 支払額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 50百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 50百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

### ⑷ 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について、平成27年３月23日開催の取締役会において、以下の内容で改定決議しております。

また、この改定は「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）が施行されたことにあわせ、実施したものであります。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）取締役が法令及び定款を順守して職務を執行する体制を確保するため、取締役会は企業理念及び行動規範を定めるとともに取締役会規程、職務分掌規程、職務権限規程等の諸規程を制定します。
2）取締役の業務執行に当たっては、取締役会及び組織横断的な各種会議体で、法令及び定款への適合含め総合的に検討したうえで意思決定を行います。また、これらの会議体への付議事項を定めた規程に基づき、適切に付議します。
3）取締役は取締役が法令及び定款を順守して職務を執行する体制を確保するため、コンプライアンスコミッティーを設置し、使用人の日常業務における法令等への違反が起きないよう教育・指導・監視を行い是正案を検討実施します。
4）社外取締役は取締役会に出席し、決議内容が法令及び定款に違反していないか監視するとともに、その他の機会において業務執行に対する監督機能を担い、客観的な立場から経営の判断やアドバイスを行います。
5）監査役は取締役会等の重要会議に出席し、その決議等が法令及び定款に違反していないか、また職務権限に基づく決裁事項が法令等に違反していないか調査し、是正及び改善を求めます。
6）独立役員を選任することにより、一般株主の利益の保護を図り、経営の透明性と客観性の確保を行います。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1）取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び文書取扱基準等の社内規程に従い、各担当部署に適切な保存及び管理させています。
2）取締役及び監査役は、取締役会議事録及び決裁書等の重要な文書を常時閲覧できます。

③　当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）当社は取締役会及びＴＭＣ（経営会議）等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続の適正な運用により事業リスクの管理を行います。
2）リスクマネジメント規程に従い、製品品質・安全・知的財産、環境、労務等に関するリスクならびにコンプライアンスについては所管する責任部署においてリスクの把握、予防に取り組むとともに、リスク情報を一元的・網羅的に収集・評価し、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図る体制を構築しています。
その重要なリスクは遅滞なく取締役会に報告します。
3）災害に対しては防災規程に従い、定期的に教育・訓練を行うとともに、有事の際、速やかに対処できる体制を構築しています。

④　当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）取締役会は、代表取締役及びその他の業務執行取締役ならびに執行役員の職務の分担を明確化し、意思決定の迅速化を図るとともに、職務の執行状況を監督しています。
2）取締役会は職務分掌規程、職務権限規程、その他諸規程・基準を制定することで、各職位の責任と権限を定めることにより取締役の適正かつ効率的な職務執行体制を確立しています。
3）取締役は、半期・年度計画を策定し、当該計画に基づく各執行部の活動の進捗状況について、各担当取締役及び執行役員等による定期報告によって確認・検証し、その対策を立案・実行しています。

⑤　当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）コンプライアンスコミッティーは、使用人が法令及び定款を順守して職務を執行する体制を確保するために、小委員会を組織しコンプライアンスに関する研修を行うことにより、使用人がコンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成しています。
2）コンプライアンスコミッティーは、問題発生時の調査と対応について、問題の性質により、担当部署に適宜委嘱し監督指導します。使用人にコンプライアンスに反する行為が認められた場合、遅滞なく取締役会及び監査役に報告します。
3）営業部門においては特に独占禁止法を順守しての職務執行体制を確保するために、コンプライアンスコミッティーの下部組織として公正取引推進委員会を組織し営業部門へのコンプライアンス意識の醸成、教育、予防、リスク管理を行っています。
4）内部通報制度は、内部通報規程により、使用人に法令違反行為に対する通報を義務付けるとともに通報者の権利を保護し、的確な調査・対応が行われる有効性を確保しています。

5）社長直結の組織である内部監査室は、従来の使用人に対する社内監査業務のほかに、内部統制システムを維持していくために、検証しています。
6）当社は、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保します。

⑥　次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
ロ）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ハ）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ニ）子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）当社はイワサキグループ・コンプライアンス・プログラムを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めます。
2）当社は、国内関係会社管理規程及び海外関係会社管理規程を定め、子会社を含む関係会社に関する管理基準を明確化し、関係会社全般管理責任者と各会社を管理する直接管理責任者を置き、子会社の一定の重要事項については親会社に対する報告を義務付け、子会社を指導・育成することによりイワサキグループの強化、発展を図ります。
また上記規程により子会社の経営に関する重要事項の承認は子会社の取締役会のみならず親会社の取締役会またはＴＭＣ（経営会議）にて審議することで企業集団における業務の適正を確保することに努めます。
3）当社は子会社を含む関係会社に取締役及び監査役を派遣することにより、取締役会等の会議体において経営計画や事業計画の策定内容および職務の執行内容について報告を求め、その内容が法令及び定款に違反していないか監視するとともに各執行部の活動の進捗状況について確認・検証することで効率性を確保しています。
4）一定以上の業務組織規模を有する子会社、株式会社アイ・ライティング・システム、アイグラフィックス株式会社及び株式会社つくばイワサキの３社の取締役会においては当社体制に準じてそれぞれ独自に「業務の適正を確保するための体制」について決議しています。
5）当社のリスクマネジメント規程に従い、リスクマネジメント委員会は関係会社に係るリスクに関わる情報収集を行いリスク発生の兆候を洞察し適切に対応します。
6）当社内部監査室により、定期的に国内関係会社の業務監査を実施し、検証結果を当該社長、監査役に報告すると同時に当社社長、全般・直接管理責任者及び監査役に報告することで業務の適正を確保することに努めます。

7）反社会的勢力には組織全体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たせない体制を整備します。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該使用人の設置方法、人数、地位等について決議することとします。

⑧ 前号の使用人の当社取締役からの独立性に関する事項

取締役会において監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを決議した場合、取締役会は当該使用人の報酬または人事異動等について監査役会の意見を尊重し決定することとし、取締役からの独立性を確保します。

⑨ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、専ら監査役の指揮命令に従います。当社は、内部規程において、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨及び当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となる旨を定めています。

⑩ 次に掲げる体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ）当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
ロ）当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

1）取締役会議事録、ＴＭＣ（経営会議）議事録、本部長会議議事録、稟議決裁書等全ての重要な決定事項に関する文書は、監査役に閲覧します。
2）取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、あるいは内部監査の実施結果については遅滞なく監査役会に報告します。
3）取締役及び使用人は、職務執行に関して全社的に当社及び当社グループに、重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告します。
4）当社子会社の取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく子会社監査役及び当社直接管理責任者に報告するものとし、これを受けた子会社監査役及び当社直接管理責任者は直ちに当社監査役会に報告します。

5）当社内部監査室は当社グループにおける内部監査の実施結果および是正状況について、適宜監査役会に報告します。
6）当社グループの内部通報制度の担当部署である総務部は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告します。

⑪ 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報規程に明記し周知徹底しています。

⑫ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署である総務部において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処置します。

⑬ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図っています。
2）監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、内部監査計画や監査結果等につき、情報交換及び意見の交換を行っています。
3）監査役は、取締役及び使用人との会合を適宜開催し、監査上の重要事項等について意見交換を行っています。
4）監査役は、業務の適正を確保するうえで重要な業務執行の会議（取締役会、ＴＭＣ（経営会議）、本部長会議など）へ出席します。
5）監査役は、定期的にグループ会社監査役連絡会議を開催し、子会社を含む関係会社の監査役、監査役非設置会社の非常勤取締役を兼務した当社取締役及び内部監査室長と、監査計画や内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図ります。

⑸ **会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **【資産の部】** | | **【負債の部】** | |
| **Ⅰ　流動資産** | **47,779** | **Ⅰ　流動負債** | **24,398** |
| 現金及び預金 | 15,418 | 支払手形及び買掛金 | 12,374 |
| 受取手形及び売掛金 | 17,434 | 電子記録債務 | 1,873 |
| 有価証券 | 139 | 短期借入金 | 1,217 |
| 商品及び製品 | 7,111 | １年内返済予定の長期借入金 | 1,890 |
| 仕掛品 | 1,796 | 1年内償還予定の社債 | 2,350 |
| 原材料及び貯蔵品 | 3,999 | 未払法人税等 | 191 |
| 繰延税金資産 | 1,186 | 未払消費税等 | 547 |
| その他 | 736 | 賞与引当金 | 751 |
| 貸倒引当金 | △42 | クレーム処理引当金 | 20 |
| **Ⅱ　固定資産** | **22,794** | その他 | 3,181 |
| **１．有形固定資産** | **16,165** | **Ⅱ　固定負債** | **18,954** |
| 建物及び構築物 | 3,691 | 社債 | 1,000 |
| 機械装置及び運搬具 | 1,455 | 長期借入金 | 500 |
| 工具、器具及び備品 | 525 | 繰延税金負債 | 832 |
| 土地 | 10,077 | 再評価に係る繰延税金負債 | 1,362 |
| リース資産 | 77 | 退職給付に係る負債 | 12,421 |
| 建設仮勘定 | 337 | 資産除去債務 | 58 |
| **２．無形固定資産** | **545** | その他 | 2,778 |
| ソフトウエア | 348 | **負債合計** | **43,352** |
| その他 | 197 | **【純資産の部】** | |
| **３．投資その他の資産** | **6,083** | **Ⅰ　株主資本** | **22,348** |
| 投資有価証券 | 4,919 | **資本金** | **8,640** |
| 長期貸付金 | 10 | **資本剰余金** | **2,013** |
| 繰延税金資産 | 335 | **利益剰余金** | **12,606** |
| その他 | 872 | **自己株式** | **△911** |
| 貸倒引当金 | △55 | **Ⅱ　その他の包括利益累計額** | **3,619** |
| | | **その他有価証券評価差額金** | **1,615** |
| | | **土地再評価差額金** | **2,646** |
| | | **為替換算調整勘定** | **371** |
| | | **退職給付に係る調整累計額** | **△1,013** |
| | | **Ⅲ　少数株主持分** | **1,253** |
| | | **純資産合計** | **27,221** |
| **資産合計** | **70,573** | **負債純資産合計** | **70,573** |

# 連結損益計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **59,476** |
| **売上原価** | | **41,544** |
| **売上総利益** | | **17,932** |
| 販売費及び一般管理費 | | 14,880 |
| **営業利益** | | **3,051** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 14 | |
| 受取配当金 | 87 | |
| 受取賃貸料 | 19 | |
| 保険配当金 | 25 | |
| その他 | 139 | 286 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 160 | |
| 退職給付会計基準変更時差異の処理額 | 312 | |
| 為替差損 | 5 | |
| 持分法による投資損失 | 74 | |
| その他 | 29 | 581 |
| **経常利益** | | **2,756** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 10 | |
| 投資有価証券売却益 | 0 | |
| 負ののれん発生益 | 24 | 36 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除売却損 | 66 | 66 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **2,726** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 508 | |
| 法人税等調整額 | △204 | 303 |
| **少数株主損益調整前当期純利益** | | **2,423** |
| 少数株主利益 | | 51 |
| **当期純利益** | | **2,371** |

# 連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 8,640 | 2,013 | 10,384 | △909 | 20,128 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △148 | | △148 |
| 当期純利益 | | | 2,371 | | 2,371 |
| 自己株式の取得 | | | | △1 | △1 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | 2,222 | △1 | 2,220 |
| 当期末残高 | 8,640 | 2,013 | 12,606 | △911 | 22,348 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 少数株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 土地再評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 1,167 | 2,507 | △243 | △1,732 | 1,698 | 1,284 | 23,110 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △148 |
| 当期純利益 | | | | | | | 2,371 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △1 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 447 | 139 | 615 | 719 | 1,921 | △31 | 1,890 |
| 当期変動額合計 | 447 | 139 | 615 | 719 | 1,921 | △31 | 4,111 |
| 当期末残高 | 1,615 | 2,646 | 371 | △1,013 | 3,619 | 1,253 | 27,221 |

# 貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **【資産の部】** | | **【負債の部】** | |
| **Ⅰ　流動資産** | **31,404** | **Ⅰ　流動負債** | **20,031** |
| 現金及び預金 | 7,504 | 支払手形 | 4,053 |
| 受取手形 | 2,180 | 電子記録債務 | 1,873 |
| 電子記録債権 | 656 | 買掛金 | 7,385 |
| 売掛金 | 12,994 | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,890 |
| 商品及び製品 | 4,292 | 1年内償還予定の社債 | 2,350 |
| 仕掛品 | 454 | リース債務 | 21 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,741 | 未払金 | 1,147 |
| 前渡金 | 268 | 未払法人税等 | 70 |
| 前払費用 | 97 | 未払消費税等 | 370 |
| 短期貸付金 | 193 | 未払費用 | 117 |
| 繰延税金資産 | 903 | 前受金 | 89 |
| 未収入金 | 123 | 預り金 | 125 |
| その他 | 0 | 賞与引当金 | 516 |
| 貸倒引当金 | △6 | クレーム処理引当金 | 20 |
| **Ⅱ　固定資産** | **21,747** | **Ⅱ　固定負債** | **16,283** |
| **１．有形固定資産** | **13,320** | 社債 | 1,000 |
| 建物 | 2,276 | 長期借入金 | 500 |
| 構築物 | 71 | リース債務 | 26 |
| 機械及び装置 | 802 | 繰延税金負債 | 724 |
| 車両運搬具 | 4 | 再評価に係る繰延税金負債 | 1,362 |
| 工具、器具及び備品 | 296 | 退職給付引当金 | 10,190 |
| 土地 | 9,575 | 長期預り保証金 | 2,376 |
| 建設仮勘定 | 292 | 資産除去債務 | 37 |
| **２．無形固定資産** | **397** | その他 | 63 |
| ソフトウエア | 328 | **負債合計** | **36,315** |
| 電話加入権 | 22 | **【純資産の部】** | |
| リース資産 | 45 | **Ⅰ　株主資本** | **12,622** |
| **３．投資その他の資産** | **8,029** | **資本金** | **8,640** |
| 投資有価証券 | 3,961 | **資本剰余金** | **1,909** |
| 関係会社株式 | 2,470 | 資本準備金 | 1,909 |
| 出資金 | 43 | **利益剰余金** | **2,983** |
| 関係会社出資金 | 779 | 利益準備金 | 14 |
| 長期貸付金 | 660 | その他利益剰余金 | 2,968 |
| 長期前払費用 | 0 | 繰越利益剰余金 | 2,968 |
| 敷金及び保証金 | 253 | **自己株式** | **△911** |
| 破産更生債権等 | 11 | **Ⅱ　評価・換算差額等** | **4,213** |
| 貸倒引当金 | △150 | **その他有価証券評価差額金** | **1,567** |
| | | **土地再評価差額金** | **2,646** |
| | | **純資産合計** | **16,836** |
| **資産合計** | **53,151** | **負債純資産合計** | **53,151** |

# 損益計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **47,675** |
| **売上原価** | | **35,859** |
| **売上総利益** | | **11,815** |
| 販売費及び一般管理費 | | 9,964 |
| **営業利益** | | **1,851** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 7 | |
| 受取配当金 | 493 | |
| 受取賃貸料 | 157 | |
| 保険配当金 | 25 | |
| 為替差益 | 15 | |
| その他 | 160 | 859 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 123 | |
| 社債利息 | 22 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 106 | |
| 貸与資産減価償却費 | 101 | |
| 退職給付会計基準変更時差異の処理額 | 308 | |
| その他 | 13 | 675 |
| **経常利益** | | **2,035** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 9 | |
| 投資有価証券売却益 | 0 | 10 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除売却損 | 45 | |
| 関係会社株式評価損 | 95 | 140 |
| **税引前当期純利益** | | **1,905** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 141 | |
| 法人税等調整額 | △253 | △112 |
| **当期純利益** | | **2,018** |

# 株主資本等変動計算書

(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| | | | | | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 8,640 | 1,909 | 1,909 | － | 1,114 | 1,114 | △909 | 10,754 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 14 | △163 | △148 | | △148 |
| 当期純利益 | | | | | 2,018 | 2,018 | | 2,018 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △1 | △1 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | 14 | 1,854 | 1,869 | △1 | 1,867 |
| 当期末残高 | 8,640 | 1,909 | 1,909 | 14 | 2,968 | 2,983 | △911 | 12,622 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,140 | 2,507 | 3,647 | 14,402 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △148 |
| 当期純利益 | | | | 2,018 |
| 自己株式の取得 | | | | △1 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 426 | 139 | 566 | 566 |
| 当期変動額合計 | 426 | 139 | 566 | 2,433 |
| 当期末残高 | 1,567 | 2,646 | 4,213 | 16,836 |

**連結計算書類に係る会計監査報告**

## 独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

岩崎電気株式会社
　取締役会　御中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　河野　明　㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　植村文雄　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、岩崎電気株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩崎電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

岩崎電気株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　河野　明　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　植村文雄　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、岩崎電気株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

**監査役会の監査報告**

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び内部監査部門並びに新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、会社計算規則第131条各号に掲げる会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月14日

岩崎電気株式会社　監査役会

常勤監査役　山内則明　㊞

常勤監査役　合間一衛　㊞

社外監査役　山城興英　㊞

社外監査役　山崎正之　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

## 第１号議案　剰余金処分の件

当社の配当政策は、安定的な配当の継続を基本とし、将来の事業展開に備えて内部留保を勘案しつつ、当期の業績並びに事業環境を考慮して配当金を決定しております。

また、当社は、平成26年８月18日をもちまして創立70周年を迎えました。つきましては、これまでの株主の皆様のご支援に感謝の意を表し、普通配当３円に記念配当１円を加え、当期の期末配当は１株につき４円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
　金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式　　１株につき金４円
　　（普通配当３円、創立70周年記念配当１円）
　配当総額　　297,488,404円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成27年６月29日

## 第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行により、責任限定契約を締結できる範囲が変更されたことに伴い、定款の一部変更を行うものであります。
なお、当該定款変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
|---|---|
| （取締役の責任免除）<br>第29条　　（条文省略）<br>２．当会社は社外取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 | （取締役の責任免除）<br>第29条　　（現行どおり）<br>２．当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 |
| （監査役の責任免除）<br>第38条　　（条文省略）<br>２．当会社は社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 | （監査役の責任免除）<br>第38条　　（現行どおり）<br>２．当会社は監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 |

## 第３号議案　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（６名）が任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため２名増員し、取締役８名（うち社外取締役２名）の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位および担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 渡邊文矢<br>(昭和23年2月10日生) | 昭和45年４月　当社入社<br>平成15年６月　当社取締役光源事業部長<br>平成19年７月　当社取締役光源事業担当 兼 製造本部長<br>平成20年６月　当社常務取締役製造本部長<br>平成21年４月　当社常務取締役<br>平成22年４月　当社代表取締役社長（現任） | 60,000株 |
| 2 | 藤井英哉<br>(昭和32年3月28日生) | 昭和54年４月　当社入社<br>平成22年６月　当社取締役国内営業部統括部長<br>平成23年５月　当社取締役国内営業部統括部長 兼 株式会社アイワン 代表取締役社長<br>平成24年４月　当社取締役 営業担当 兼 照明事業戦略本部長 兼 株式会社アイワン 代表取締役社長<br>平成25年４月　当社取締役 照明事業戦略本部・総務部担当 兼 株式会社アイワン 代表取締役社長<br>平成26年４月　当社取締役 照明事業戦略本部・総務部担当 兼 株式会社アイワン 代表取締役社長 兼 MIK Smart Lighting Network 株式会社 監査役（非常勤）<br>平成26年６月　当社取締役 総務部・内部統制担当 兼 株式会社アイワン 代表取締役社長 兼 MIK Smart Lighting Network 株式会社 監査役（非常勤）<br>平成27年４月　当社取締役 総務部・内部統制・事業投資担当 兼 株式会社アイワン 代表取締役社長 兼 MIK Smart Lighting Network 株式会社 監査役（非常勤）<br>平成27年６月　当社取締役 総務部・内部統制・事業投資担当 兼 株式会社アイワン 代表取締役社長 兼 MIK Smart Lighting Network 株式会社 監査役（非常勤）兼 株式会社ケーネス 社外取締役就任予定 （現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社アイワン 代表取締役社長<br>MIK Smart Lighting Network 株式会社 監査役(非常勤)<br>株式会社ケーネス 社外取締役 就任予定 | 29,000株 |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 3 | 木田 喜正<br>(きだ よしまさ)<br>(昭和31年9月7日生) | 昭和55年４月　当社入社<br>平成17年４月　当社国内営業事業部北関東ブロック さいたま営業所長<br>平成20年６月　当社営業本部営業統括部長<br>平成21年４月　当社国内営業部部長<br>平成23年６月　当社取締役 兼 国内営業部部長<br>平成24年４月　当社取締役 国内営業本部長<br>平成24年６月　当社取締役執行役員 国内営業本部長<br>平成25年12月　当社取締役執行役員 国内営業本部長 兼 株式会社ライトキューブ代表取締役社長<br>平成26年４月　当社取締役執行役員 国内営業本部長<br>平成27年４月　当社取締役 営業管掌 (現任) | 25,000株 |
| 4 | 五月女 和男<br>(さおとめ かずお)<br>(昭和33年7月23日生) | 昭和52年４月　当社入社<br>平成17年４月　当社経営企画室経営管理部長<br>平成19年４月　当社製造統括部長<br>平成22年８月　当社製造統括部長 兼 株式会社つくばイワサキ 代表取締役社長<br>平成23年６月　株式会社つくばイワサキ　代表取締役社長<br>平成23年６月　当社取締役 兼 株式会社つくばイワサキ 代表取締役社長<br>平成24年４月　当社取締役 製造統括本部長 兼 株式会社つくばイワサキ 代表取締役社長<br>平成24年５月　当社取締役 製造統括本部長<br>平成24年６月　当社取締役執行役員 製造統括本部長<br>平成25年４月　当社取締役執行役員 製造統括本部長 兼 埼玉製作所長<br>平成27年４月　当社取締役 兼 埼玉製作所長 製造管掌 (現任) | 17,000株 |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 5 | かとう まさのり<br>加藤 昌範<br>(昭和34年10月19日生) | 昭和58年４月　株式会社第一勧業銀行 入行<br>平成２年６月　株式会社第一勧業銀行 企画部企画グループ部長補佐<br>平成14年４月　株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）内幸町営業第五部次長<br>平成21年４月　株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）国際審査部長<br>平成23年６月　当社 国際営業部部長<br>平成24年４月　当社 財務経理部長<br>平成25年４月　当社 管理本部長<br>平成25年６月　当社取締役 管理本部長<br>平成27年４月　当社取締役 管理本部長 海外管掌 （現任） | 8,000株 |
| 6 | たかす としはる<br>髙須 利治<br>(昭和22年２月12日生) | 昭和44年４月　トヨタ自動車工業株式会社 入社<br>平成７年１月　トヨタ自動車株式会社 高岡第２総組立部部長<br>平成14年５月　トヨタモーターマニュファクチャリングフランス株式会社代表取締役社長<br>平成18年４月　関東自動車工業株式会社顧問<br>平成18年６月　関東自動車工業株式会社専務取締役<br>平成22年６月　関東自動車工業株式会社（現トヨタ自動車東日本株式会社）顧問（非常勤）<br>平成24年６月　当社取締役 （現任） | 5,000株 |
| 7 | いとう よしたけ<br>伊藤 義剛<br>(昭和33年５月11日生)<br>＜新任＞ | 昭和58年４月　当社入社<br>平成14年10月　当社国内営業事業部営業統括部営業企画グループ長<br>平成18年４月　当社国内営業事業部営業統括部長<br>平成19年７月　当社管理本部経営企画部長<br>平成24年６月　当社執行役員 管理本部長<br>平成24年10月　当社執行役員 管理本部長 兼 総務部長<br>平成25年４月　当社執行役員 光応用事業本部長<br>平成27年４月　当社上席執行役員 光応用事業本部長 （現任） | 6,000株 |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 8 | ひろ むら しゅん ご<br>広村俊悟<br>(昭和26年6月11日生)<br><新任> | 昭和55年７月　凸版印刷株式会社 入社<br>平成16年４月　凸版印刷株式会社 広報本部 副本部長<br>平成19年６月　凸版印刷株式会社 取締役<br>平成22年６月　トッパン・フォームズ株式会社 常務取締役<br>平成26年６月　トッパン・フォームズ株式会社 顧問（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>トッパン・フォームズ株式会社 顧問 | 0株 |

(注) 1．<新任>の候補者は、新任の取締役候補者であります。
2．(1) 取締役候補者 藤井英哉氏は当社グループ向け代理業務を行っている株式会社アイワンの代表取締役社長を兼務しており、平成26年４月にスマートビルおよびスマートシティ用照明設備の開発等を目的としてミネベア株式会社ならびにコイズミ照明株式会社との共同出資により設立したMIK Smart Lighting Network株式会社の非常勤監査役を兼務しております。また、平成27年６月には株式会社ケーネスの社外取締役に就任する予定であります。
(2) 取締役候補者 広村俊悟氏はトッパン・フォームズ株式会社の顧問を兼務しております。
3．その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4．取締役候補者 髙須利治氏及び広村俊悟氏 は社外取締役候補者であります。
5．(1) 取締役候補者 髙須利治氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、また当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
(2) 取締役候補者 広村俊悟氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営や経営戦略などに関する経験と豊富な見識を有しており、また当社から独立した立場として、当グループの成長及び株主価値向上に資する意見・助言等をいただくことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
6．取締役候補者 髙須利治氏の当社社外取締役就任期間は本株主総会終結の時をもって３年となります。
7．当社は取締役候補者 髙須利治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、取締役候補者 広村俊悟氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
8．当社は取締役候補者 髙須利治氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約の基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、取締役候補者 広村俊悟氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

## 第４号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 山内則明氏 及び 山城興英氏 は任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況) | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | よしいてるお<br>吉井照雄<br>(昭和30年8月2日生)<br>＜新任＞ | 昭和53年４月　当社入社<br>平成７年６月　当社電材営業本部営業企画推進部営業企画課長<br>平成14年６月　当社経営企画室経営管理部企画グループ長<br>平成18年４月　当社光応用事業部事業推進部長<br>平成20年４月　当社内部監査室長<br>平成26年４月　当社管理本部長付（現任） | 2,000株 |
| 2 | いけだこういち<br>池田浩一<br>(昭和27年2月11日生)<br>＜新任＞ | 昭和50年４月　株式会社第一勧業銀行 入行<br>平成11年４月　株式会社第一勧業銀行 秘書役 兼 秘書室長<br>平成14年４月　株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）執行役員 内幸町営業第一部長<br>平成15年４月　株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）執行役員 人事部長<br>平成16年４月　株式会社みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員<br>平成17年４月　みずほ総合研究所株式会社 専務執行役員<br>平成21年４月　ＪＦＥスチール株式会社 監査役<br>平成23年４月　みずほファクター株式会社 代表取締役社長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>みずほファクター株式会社 代表取締役社長 | 0株 |

(注) １．＜新任＞の候補者は、新任の監査役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
３．監査役候補者 池田浩一氏は社外監査役候補者であります。
４．監査役候補者 池田浩一氏を社外監査役候補者とした理由は、経営者としての経験と幅広い見識を当社の監査に反映させ、当社経営の透明性、健全性の確保に貢献いただくことが期待できるため、社外監査役としての選任

をお願いするものであります。

5．監査役候補者 池田浩一氏はみずほファクター株式会社の代表取締役社長を兼務しております。

6．当社は監査役候補者 池田浩一氏が選任された場合には、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、当該契約の基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

## 第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏　　名<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位および担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|
| やましろ　こうえい<br>山城　興英<br>（昭和25年８月22日生） | 昭和48年４月　株式会社第一勧業銀行 入行<br>平成11年３月　株式会社第一勧業銀行 国際統括部長<br>平成14年４月　株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）執行役員 内幸町営業第三部長<br>平成21年４月　東京センチュリーリース株式会社 執行役員副社長<br>平成23年５月　東京センチュリーリース株式会社 執行役員副社長 退任<br>平成23年６月　当社監査役<br>平成23年６月　当社監査役 兼 株式会社清和クリエイト 代表取締役社長<br>平成24年６月　当社監査役 兼 清和綜合建物株式会社 代表取締役副社長<br>平成26年10月　当社監査役 兼 清和綜合建物株式会社 顧問<br>平成26年11月　当社監査役 兼 株式会社丸仁ホールディングス 顧問 兼 清和綜合建物株式会社 顧問<br>平成27年３月　当社監査役 兼 株式会社丸仁ホールディングス 代表取締役社長（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社丸仁ホールディングス 代表取締役社長 | 2,000株 |

（注）１．上記の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．山城興英氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
３．山城興英氏は、株式会社丸仁ホールディングスの代表取締役社長を兼務しております。
４．山城興英氏は、現在、当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は４年になります。また、同氏は本総会終結の時をもって、任期満了により退任する予定であります。
５．山城興英氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は経営に関する高い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただくことを期待したためであります。

6．当社は山城興英氏が社外監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、当該契約の基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

以 上

メ　　モ

# 株主総会会場ご案内図

会 場　東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル　３階コンベンションホール

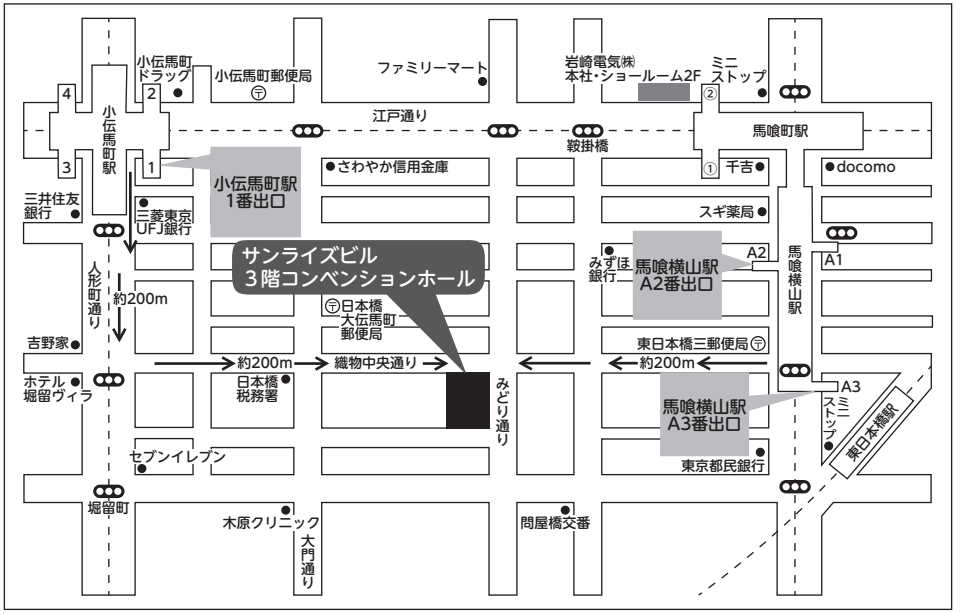


**アクセス**

- ■ 都営新宿線「馬喰横山駅」より徒歩約３分（出口A3）
- ■ 都営浅草線「東日本橋駅」及びＪＲ総武快速線「馬喰町駅」より徒歩約４分
  （地下道を利用し、都営新宿線方面の出口A3が便利です）
- ■ 東京メトロ日比谷線「小伝馬町駅」より徒歩約４分（１番出口）

※　会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。